

2013年3月28日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

全国保険医団体連合会
社保・審査対策部
医科部長 武田 浩一
歯科部長 田辺 隆

「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令案」に関する要請

貴省の保険局医療課が2月1日に出した、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集について」（パブリックコメント）では、「保険医療機関等の指定申請書や保険医等の登録申請書に、保険診療や保険調剤を行うに当たっては、健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守することを申し添える旨の文言を追加」する等の改正案が示された。

保険医や保険医療機関が「健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守する」ことは、保険診療を行う前提である。しかし関係法令をよく理解し遵守することは個人的な努力に任せただけでは限界がある。そのような観点から当会は2010年1月の定期大会で政府に対し「卒後教育等で保険診療に関する教育の場を設ける」よう要求することを決定し、貴省に要請した。

現在ほぼすべての医師・歯科医師が、卒業後は保険医として診療に従事しているにも関わらず、卒後教育においては保険医療制度等に関するカリキュラムが行われていない。そのため卒後の勤務を通じて理解し、または自ら習得するなど個人責任に委ねられている。「健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守する」ためには、保険診療を行う上で必要な療養担当規則や診療報酬点数表、点数算定の解釈も含めて膨大な内容の学習が必要である。しかし集団指導や新規指定の講習会では、健康保険法等の関係法令の話はされるものの全国的に年1～2回、時間も1時間半～2時間程度である。大学における医学教育のカリキュラムにも健康保険法等の教育は位置づけられていない。

このように教育という観点から希薄な状況の中で「健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守する」ことを保険医登録等の書類に記載するだけでは目的が達成できないことは明らかである。

またこのような重要な改正を行うに当たって、パブリックコメント募集のみでよしとせず、広く医療関係者に意見聴取を行うべきだったのではないかと疑問も残る。

省令改正を行うのであれば、以下の要求を早期に実現するよう強く求めるものである。

記

- 一、卒後教育において保険診療に関する理解が深まるよう適切な措置を講ずること。卒後教育ならびに臨床研修時に保険医療制度等に関するカリキュラムを設定するなど、保険診療に関する教育の端緒として位置づけ実施すること。
- 一、大学における医学教育のカリキュラムに位置づけること。
- 一、集団指導の実施方法や内容を抜本的に改善すること。

以上